国勢調査令の一部を改正する政令要綱

第一 調査事項の一部を変更すること。 (第五条関係)

第二 調 査 0) 方 法 及び 報告 の方法として、 調 查 事 ず項に係 ふる情 報を電気通信 回 線を通じて総務大臣 \mathcal{O} 使用 に係

る 電 子 計算機 に送信い する方法を規定し、 及び 郵便 等 による 調 査票 0 提出: 先 た総務-大臣に変更すること。

第九条及び第十条関係)

第三 都 道 府 県 知 事 及 び 市 町 村 長 に による 調 査 事 項 信 報 \mathcal{O} 審 査 等及び調 査票 の審 查、 提 出等 \mathcal{O} 手続 を規定する

こと。(第十一条の三及び第十二条関係)

第四 都 道 府 県 知 事 及 び 市 町 村 長により る 調 査 関 係書 類 \mathcal{O} 審 査等及び先行集計 事 ·項情: 報 \mathcal{O} 審 査、 集計 等 0) 手続

を規定すること。(第十二条の二関係)

第五 玉 勢 調 査員が行うこととされている事 務を総務大臣が共 同 住宅等を管理し、 又は運営する法人その他

 \mathcal{O} 寸 体 こに委託 して行うことができるよう規定すること。 (第十二条の三第 項関 係

第六 郵 便等に よる調 査 票の受領及び各市町村 長 への送付 の事 務を総務大臣 が 民間 事業者に委託 して行うこ

とができるよう規定すること。(第十二条の三第二項関係)

第七 人口速報集計(速報値)の公表について規定すること。 (第十四条第二項関係)

第八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第九 この政令は、公布の日から施行すること。 (附則関係)